

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月9日

四日市市教育長 葛西 文雄

四日市市教委規則第4号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(仮予約の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日前14日までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サーカール場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日前30日前までとする。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金（設備器具及び備付物品の利用料金を含む。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。</p>		<p>(仮予約の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日前14日までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、<u>中央緑地野球場</u>、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サーカール場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日前30日前までとする。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金（設備器具及び備付物品の利用料金を含む。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。</p>	
還付する場合	還付する額	還付する場合	還付する額
(略)		(略)	
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。 ただし、霞ヶ浦第1野球場、	利用料金の全額	使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。 ただし、霞ヶ浦第1野球場、	利用料金の全額

霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場、本郷河川敷グラウンドについては、使用日の30日前までとする。

(略)

2及び3 (略)

(指定管理者による管理)

第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる総ての運動施設とする。

(1)から(11)まで (略)

(12) 削除

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

別表第2 (第8条関係)

システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
(略)	
霞ヶ浦第1野球場、	使用しようとする日

霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、中央緑地野球場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場、本郷河川敷グラウンドについては、使用日の30日前までとする。

(略)

2及び3 (略)

(指定管理者による管理)

第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる総ての運動施設とする。

(1)から(11)まで (略)

(12) 中央緑地野球場

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

別表第2 (第8条関係)

システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
(略)	
霞ヶ浦第1野球場、	使用しようとする日

霞ヶ浦第2野球場、  
北条野球場、松原野  
球場、鈴鹿川河原田  
野球場、鈴鹿川河原  
田ソフトボール場、  
垂坂ソフトボール場

の属する月の初日前  
3月の6日後

(略)

別表第3（第13条関係）

設備器具等利用料金の限度額

施設名	種別		単位	金額	備考
野球場	(略)				SBO機及びBSO機の利用料金は、霞ヶ浦第1スコアボードを使用する場合は無料とする。
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	4,320円	
	(略)				
(略)					

霞ヶ浦第2野球場、  
中央緑地野球場、北  
条野球場、松原野球  
場、鈴鹿川河原田野  
球場、鈴鹿川河原田  
ソフトボール場、垂  
坂ソフトボール場

の属する月の初日前  
3月の6日後

(略)

別表第3（第13条関係）

設備器具等利用料金の限度額

施設名	種別		単位	金額	備考
野球場	(略)				SBO機及びBSO機の利用料金は、霞ヶ浦第1スコアボードを使用する場合は無料とする。
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	4,320円	
		中央緑地	半時間	3,560円	
(略)					
(略)					

第2条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第3（第13条関係） 設備器具等利用料金の限度額					別表第3（第13条関係） 設備器具等利用料金の限度額				
施設名	種別	単位	金額	備考	施設名	種別	単位	金額	備考
野球場	冷暖房装置	1台	22	SBO機及びBSO機の利用料金は、霞ヶ浦第1スコアボードを使用する場合は無料とする。	野球場	冷房装置	1台	22	SBO機及びBSO機の利用料金は、霞ヶ浦第1スコアボードを使用する場合は無料とする。
		1時間	0円				1台	0円	
(略)					(略)				
(略)					(略)				

第3条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第13条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する<u>場合の運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、別表第3に定める額とする。</u></p> <p>（1） 条例別表第2に規定する専用利用料金に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、<u>保育所、認定こども園</u>及び心身障害者団体</p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>備考</p> <p>1（略）</p> <p>2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、<u>認定こども園</u>及び心身障害者団体の使用に限り、利用料金は規定の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第13条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する場合の運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、別表第3に定める額とする。</p> <p>（1） 条例別表第2に規定する専用利用料金に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び心身障害者団体</p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>備考</p> <p>1（略）</p> <p>2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び心身障害者団体の使用に限り、利用料金は規定の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>3（略）</p>

附 則

この規則は、平成28年11月9日から施行する。ただし、第2条の改正規定は平成29年1月1日から、第3条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

（教育委員会スポーツ課）